

議案第35号

平成30年度富士見市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度富士見市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数(年間)	51,020戸
(2) 年間総給水量	11,293,000m ³
(3) 一日平均給水量	30,940m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		1,845,267千円
第1項 営業収益		1,775,968千円
第2項 営業外収益		68,799千円
第3項 特別利益		500千円
	支	出
第1款 水道事業費用		1,682,880千円
第1項 営業費用		1,617,971千円
第2項 営業外費用		63,709千円
第3項 特別損失		200千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額665,024千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,372千円、過年度分損益勘定留保資金445,544千円並びに当年度分損益勘定留保資金190,108千円で補填するものとする。)

収	入
第1款 資本的収入	8, 0 1 0千円
第1項 他会計負担金	5, 3 1 0千円
第2項 工事負担金	2, 7 0 0千円
支	出
第1款 資本的支出	6 7 3, 0 3 4千円
第1項 建設改良費	4 2 8, 6 7 0千円
第2項 企業債償還金	2 4 4, 3 6 4千円
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、200, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用及び営業外費用の間の流用の場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1 1 7, 5 7 9千円
(2) 交際費	2 0千円

(棚卸資産購入限度額)

第8条 棚卸資産の購入限度額は、5, 091千円と定める。

平成30年2月20日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条第2項の規定により、この案を提出します。